

千里山コミュニティセンター使用料の改定のご案内

日頃より、千里山コミュニティセンターをご利用いただきありがとうございます。

吹田市では、受益と負担の公平性の確保の観点から各公共施設の使用料等を4年ごとに見直しており、令和元年度(2019年度)の見直しにより、千里山コミュニティセンターの施設使用料を次のとおり改定することとなりましたのでお知らせいたします。

1 改定後の使用料金表

(単位 円)

コミュニティセンターの名称	施設の名称等	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	延長
		午前9時から 正午	午後1時から 午後5時	午後6時から 午後10時	午前9時から 午後5時	午後1時から 午後10時	午前9時から 午後10時	1時間増すごとに
千里山 コミュニティ センター	会議室(1)	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200
	会議室(2)	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200
	会議室(3)	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200
	料理実習室	1,000	1,300	1,300	2,300	2,600	3,600	300
	和室	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300	300
	創作室	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300	300
	多目的ホール	3,500	4,700	4,700	8,200	9,400	12,900	1,200

2 改定後の使用料の適用

(1)新規の使用許可申請

令和2年(2020年)4月1日以降に提出される使用許可申請書から、改定後の使用料を適用します。

(2)使用内容変更許可申請

当初の使用許可が改定前の使用料 ⇒ 変更後も改定前の使用料を適用します。

当初の使用許可が改定後の使用料 ⇒ 変更後も改定後の使用料を適用します。

吹田市 市民自治推進室(TEL06-6384-1327・FAX06-6385-8300)

千里山コミュニティ協議会(TEL06-6310-7002・FAX06-6310-7336)